

# 社会福祉法人 円 役員報酬規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 円 定款第8条1項の規定に基づき役員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

## (報酬の額等)

第2条 役員の報酬の支給範囲及び額は、その職務権限、責任の程度、勤務の態様などを総合的に勘案して

決定するものとし、月額報酬制にあつては月額20万円、日額報酬制にあつては日額1万円を超えない範

囲内において、理事会の議決を経て理事長が定める。

2 報酬の財源は、法人本部会計の運用財源をもって充てる。

3 報酬の支給方法については、職員の給料支給の例による。

## (補則)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 附則

この規程は平成18年3月29日から施行する。

## <役員報酬規程の運用基準>

- ① 支給の根拠規程を設け、かつ、支給額についても、理事会・評議員会の議決を経る。
- ② 支給額は、職務の内容、権限・責任の度合い要素と従事の程度の要素の両面から評価し、かつ、全体との均衡を考慮して決する。
- ③ 日額・月額制の適用区分は、会議性のものか、包括的委任の性格のものかなど報酬支給の対象職務の性格・期間などの実態により決する。
- ④ 月額制にあつては、法人事務局において勤務実績整理簿を備える。
- ⑤ 財源は、本部経理区分の運用資金をもって充てる。
- ⑥ 一種の業務委任なので、法人と当該役員との契約書の方式をとる。